

医政医発0419第2号
令和3年4月19日

各都道府県医療勤務環境改善担当課長殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度
について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記については、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）により、平成31年4月1日より特別償却の対象とされたところですが、先般所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）によりその対象期間が2年間延長されました。「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」（平成31年3月29日付け医政発0329第39号〔最終改正令和3年3月31日医政発0331第3号〕厚生労働省医政局長通知）に基づき、勤務時間短縮用設備等を導入し、所在する都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）長の確認を受けた医師等労働時間短縮計画を添付して青色申告をした法人又は個人は、勤務時間短縮用設備等を医療保健業の用に供した6ヶ月後に、計画の対象とした医師の労働時間の短縮についての記録を、計画の確認を受けた都道府県医療勤務環境改善支援センターに提出することとされております。

については、業務多忙のところ恐縮ですが、貴職に提出された記録の写しについて、下記によりご提出くださるよう、お願いいたします。

記

- ・ 令和2年度中に提出された記録：令和3年5月中にご提出ください
- ・ 令和3年4月～6月に提出された記録：令和3年7月中にご提出ください
- ・ 令和3年7月～9月に提出された記録：令和3年10月中にご提出ください
- ・ 令和3年10月～12月に提出された記録：令和4年1月中にご提出ください
- ・ 令和4年1月～3月に提出された記録：令和4年4月中にご提出ください

【照会先】医政局医事課医師等医療従事者の働き方改革推進室
室 長 田中 規倫（内線 2592）
課長補佐 平野 貴之（内線 4408）
医療勤務環境改善調整官 高梨 哲（内線 4409）
代表 03-5253-1111 直通 03-3595-2196
F A X 03-3591-9072
e-mail : tanaka-norimichi@mhlw.go.jp（田中）
hirano-takayuki.314@mhlw.go.jp（平野）
takanashi-satoshi@mhlw.go.jp（高梨）